

## 閲 覧 用

※ 個人情報の保護に配慮し、掲載内容の一部  
を秘匿している場合があります。

# 平成29年第3回定例市議会提出議案

(予算案を除く。)

藤井寺市



目 次

議案番号	議 案 名	ページ
(報 告)		
1 1	平成 28 年度藤井寺市健全化判断比率の報告について	1
1 2	平成 28 年度藤井寺市資金不足比率の報告について	2
(認 定)		
1	平成 28 年度藤井寺市一般会計歳入歳出決算認定について	3
2	平成 28 年度藤井寺市駐車場特別会計歳入歳出決算認定について	4
3	平成 28 年度藤井寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	5
4	平成 28 年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	6
5	平成 28 年度藤井寺市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	7
6	平成 28 年度藤井寺市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	8
7	平成 28 年度藤井寺市病院事業特別会計決算認定について	9
8	平成 28 年度藤井寺市水道事業会計決算認定について	10
(議 案)		
4 2	福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備について	11
4 3	平成 28 年度藤井寺市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	24
4 4	藤井寺市教育委員会教育長の任命につき同意を求めるについて	25

このほかの提出議案

- 議案番号 4 5 平成 29 年度藤井寺市一般会計補正予算（第 2 号）について  
 4 6 平成 29 年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について  
 4 7 平成 29 年度藤井寺市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

について

報告第 11 号

平成 28 年度藤井寺市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、平成 28 年度藤井寺市健全化判断比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

平成 29 年 9 月 4 日提出

藤井寺市長 國下 和男

（単位：%）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.89)	— (17.89)	2.3 (25.0)	26.4 (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 藤井寺市の早期健全化基準を括弧内に記載している。

報告第12号

平成28年度藤井寺市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第2.2条第1項の規定により、平成28年度藤井寺市資金不足比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

平成29年9月4日提出

藤井寺市長 國下 和男

（単位：%）

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
病院事業特別会計	— (20.0)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条第1号の規定により事業の規模を算定
水道事業会計	— (20.0)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条第1号の規定により事業の規模を算定
公共下水道事業特別会計	— (20.0)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条第3号の規定により事業の規模を算定

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 藤井寺市の経営健全化基準を括弧内に記載している。

認定第1号

平成28年度藤井寺市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度藤井寺市一般会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月4日提出

藤井寺市長 國下 和男

認定第2号

平成28年度藤井寺市駐車場特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度藤井寺市駐車場特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月4日提出

藤井寺市長 國下 和男

認定第3号

平成28年度藤井寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度藤井寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月4日提出

藤井寺市長 國下 和男

認定第4号

平成28年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月4日提出

藤井寺市長 國下 和男

認定第5号

平成28年度藤井寺市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度藤井寺市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月4日提出

藤井寺市長　國下　和男

認定第6号

平成28年度藤井寺市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度藤井寺市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月4日提出

藤井寺市長 國下 和男

認定第7号

平成28年度藤井寺市病院事業特別会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成28年度藤井寺市病院事業特別会計決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月4日提出

藤井寺市長 國下 和男

認定第8号

平成28年度藤井寺市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成28年度藤井寺市水道事業会計決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月4日提出

藤井寺市長 国下 和男

議案第42号

福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備について

福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成29年9月4日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

大阪府が持続可能な制度構築の観点から福祉医療費助成制度の再構築を行うこととし、大阪府市町村医療費助成事業に係る各種補助金交付要綱の一部改正等を行ったことに伴い、本市の医療費の助成に関する条例においても関連規定を整備しようとするものである。

藤井寺市条例第 1 号

福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例

(藤井寺市老人医療費の助成に関する条例の廃止)

第 1 条 藤井寺市老人医療費の助成に関する条例（昭和 46 年藤井寺市条例第 31 号）は、廃止する。

(藤井寺市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 2 条 藤井寺市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例（昭和 48 年藤井寺市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

題名中「身体障害者及び知的障害者」を「重度障害者」に改める。

第 1 条中「身体障害者及び知的障害者」を「重度障害者」に改める。

第 2 条第 1 項中「各法」という。) の次に「若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）」を加え、「一」を「いずれか」に改め、同項中第 3 号を第 5 号とし、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）

第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する者のうち、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項の表において 1 級に該当する者

(4) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 7 条第 4 項に規定する医療受給者証の所持者又は特定疾患治療研究事業実施要綱に基づき都道府県知事が交付する受給者証の所持者のうち、その障害の程度が国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）別表の 1 級の第 9 号に該当する者（その障害の程度が同程度以上と認められる者を含む。）又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）第 2 条第 1 項に規定する障害児のうち、その障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 207 号）別表第 3 の 1 級の第 9 号に該当する者

第 2 条第 2 項中「一」を「いずれか」に改め、同項第 1 号中「保護を受けてい る者」を「被保護者」に改め、同項第 3 号中「又は医療保険各法の」を「、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の」に、「又は医療保険各法による」を「又は医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による」に、「(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。) 若しくは組合員（被保険者若しくは組合員）を「、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員若しくは加入者」に改め、同項

第4号中「藤井寺市老人医療費」を「廃止前の藤井寺市老人医療費」に、「による老人医療費の支給を受けることができる者」を「により医療証の交付を受けている者」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和55年藤井寺市条例第23号）又は藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例（平成16年藤井寺市条例第14号）により医療証の交付を受けている者  
第2条に次の1項を加える。

3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）への入所をしたことにより、当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者（国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律における対象者（国民健康保険組合に加入している対象者を除く。）に限る。）であって、当該施設に入所をした際他の市町村（当該施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第1項の規定にかかわらず、当該他の市町村の対象者とする。

第2条の2第1項中「前年」の次に「の所得」を加え、「受ける者」を「受けようとする者」に改め、「前々年」の次に「の所得。以下同じ。」を加え、「の所得」を削り、「規則に」を「規則で」に改め、同条第2項中「、災害」を「、震災」に、「、その他」を「その他」に改め、「受けた者」の次に「(以下「被災者」という。)」を加え、「前項の規定は、」を「は、その損害を受けた年の前年の所得における当該被災者の所得に関しては、同項の規定は」に改める。

第3条第1項中「又は医療保険各法」を「、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律」に改め、「、療養費」の次に「、訪問看護療養費」を加え、「(指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた時を除く。)及び家族療養費」を「、家族療養費又は家族訪問看護療養費」に、「食事の提供たる療養」を「食事療養若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院」に改め、同条第2項第1号中「について、」の次に「他の法令の規定により」を加え、「給付が行われる」を「医療に関する給付を受けることができる」に改め、同項に次の2号を加える。

- (3) 対象者が、助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。
- (4) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

第3条に次の1項を加える。

3 医療費の助成は、助成額に相当する金額を市が第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関」という。）に支払うことによって行う。ただし、第5条の申請のあった日から医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けたとき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

第4条及び第5条を次のように改める。

（医療証の申請）

第4条 この条例の適用を受けようとする者は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その資格を審査し、医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、規則で定める医療証を交付する。

（助成の適用）

第5条 第3条の規定による医療費の助成は、前条第1項の規定による申請が あった日から適用する。

2 前条第1項による申請が月の途中である場合には、前項の規定にかかわらず、その適用を当該月の初日に遡及することができる。ただし、当該月において、身体障害者手帳を交付される者にあっては身体障害者手帳の交付日、知的障害の程度の判定をされた者にあっては療育手帳又は判定書の判定日、精神障害者保健福祉手帳を交付される者にあっては精神障害者保健福祉手帳の交付日又は特定医療費（指定難病）受給者証若しくは特定疾患医療受給者証を交付される者にあっては特定医療費（指定難病）受給者証若しくは特定疾患医療受給者証に記載される有効期間の開始日を越えて遡及することはできない。

第6条を削る。

第7条中「受けた者」を「受けている者（以下「受給者」という。）」に、「市長と契約を締結した病院、診療所又は薬局（以下「契約医療機関」という。）において療養」を「大阪府内に所在地を有する医療機関において、第3条第1項の規定の適用」に改め、「するときは、」の次に「当該医療機関に」を加え、同条を第6条とする。

第8条を削る。

第9条中「対象者」を「受給者」に改め、「、その価額の限度において」を削り、同条を第7条とする。

第10条第1項中「医療証の交付を受けた者」を「受給者」に改め、同条第2項中「医療証の交付を受けた者」を「受給者」に、「届出義務者は」を「届出義務者が」に改め、同条を第8条とし、第11条を第9条とする。

第12条中「により」の次に「医療費の」を加え、同条を第10条とする。

第13条を第14条とし、第10条の次に次の3条を加える。

(事実の調査)

第11条 市長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けようとする者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

(報告等)

第12条 市長は、助成にあたり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し受給者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。

(助成の制限)

第13条 市長は、受給者が、正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。

(藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和55年藤井寺市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「により」の次に「、その健康の保持」を加え、「と児童の健全な育成」を「及び児童の健全な育成に寄与し、もってひとり親家庭等の福祉の増進」に改める。

第3条第1項中「市の区域内の」を「本市の区域内に」に改め、「有する者」の次に「であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める医療保険に関する法律（以下「医療保険各法」という。）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員、加入者若しくは被扶養者」を

加え、「に掲げる者」を「のいずれかに該当するもの」に改め、同条第2項第4号中「及び」を「又は」に、「又は」を「若しくは」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「身体障害者及び知的障害者」を「重度障害者」に改め、「第34号)」の次に「又は藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例(平成16年藤井寺市条例第14号)」を加え、「医療費の助成を受けることができる者」を「医療証の交付を受けている者」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「藤井寺市老人医療費」を「廃止前の藤井寺市老人医療費」に、「医療費の助成を受けることができる者」を「医療証の交付を受けている者」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員(世帯主若しくは組合員であった者を含む。)又は医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員若しくは加入者であった者を含む。)(以下これらを「対象者等」という。)が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者

第3条の2の見出しを「(所得制限)」に改め、同条第1項第1号中「所得(」の次に「各年の」を加え、同条第2項中「損害を受けた者がある場合における所得の額の計算方法については、規則で定める」を「、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財、主たる生業の維持に供する田畠、宅地、家屋又は機械・器具その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。)につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者(以下「被災者」という。)がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の10月31日までは、その損害を受けた年の前年の所得における当該被災者の所得に関しては、同項の規定は適用しない」に改め、同条第3項中「、所得」を「及び所得」に改め、同条第4項中「第1項において」を「同項において」に、「規則」を「、規則」に、「第1項に規定された」を「同項に規定された」に改める。

第4条第1項中「規則で定める医療保険に関する法律(以下「医療保険各法」という。)又は国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」を「国民健康保険法、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律」に、「特別療養費(指定

訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。) 及び家族療養費」を「訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費」に、「行なわれた」を「行われた」に、「食事の提供たる療養」を「食事療養若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院」に、「対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員(世帯主若しくは組合員であった者を含む。)又は医療保険各法による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員若しくは加入者であった者を含む。)」を「対象者等」に改め、「医療費として」を削り、同条第2項第1号中「について、」の次に「他の法令の規定により」を加え、「療養に関する給付が行なわれるときはその額」を「医療に関する給付を受けることができるとき。」に改め、同項第2号中「行なわれたときはその額」を「行われたとき。」に改め、同項に次の2号を加える。

(3) 対象者が、助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

(4) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

第4条第3項を次のように改める。

3 医療費の助成は、助成額に相当する金額を市が第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者(以下「医療機関」という。)に支払うことによって行う。ただし、次条の申請のあった日から医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けたとき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

第4条第4項を削る。

第5条第1項中「ひとり親家庭等の医療費の助成」を「この条例の適用」に、「規則で定められる手続に従い、あらかじめ」を「規則の定めるところにより、」に改め、同条第2項中「に基づいて、ひとり親家庭等の」を「があったときは、その資格を審査し、」に改め、「申請者に」を削る。

第6条の見出しを「(助成の適用)」に改め、同条第1項中「ひとり親家庭等の」を「第4条の規定による」に、「申請の」を「申請が」に改め、「の属する月の初日」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、その助成の適用は、当該月の初日を限度に、配偶者と離別した日若しくは死別した日又は扶養義務者と生計を同じくしなくなった日に遡及するこ

とができる。

第6条第2項中「ひとり親家庭等の」及び「の属する月の初日」を削る。

第7条中「受けた」を「受けている」に、「が、契約医療機関等において療養を受けようとするときは、」を「は、大阪府内に所在地を有する医療機関において、第4条第1項の規定の適用を受けようとするときは、当該医療機関に」に改める。

第8条中「契約医療機関等」を「当該医療機関」に改める。

第9条中「その価額の限度において、ひとり親家庭等の」を「第4条の規定により助成すべき」に、「ひとり親家庭等の医療費の額」を「医療費の額」に改める。

第11条を削る。

第10条中「虚偽」を「偽り」に改め、「ひとり親家庭等の」を削り、「受けた者」の次に「又は前条の規定に違反した者」を加え、「その者から」を「その者に対し」に、「を返還させる」を「の返還又は支払を請求する」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

#### (譲渡等の禁止)

第10条 この条例による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

2 医療証は、譲渡し、又は貸与してはならない。

第12条第1項中「規則で定めるところにより、居住地」を「住所」に改め、「ときは」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同条第2項中「届出義務者は」を「届出義務者が」に改める。

第13条中「ついて」を「関し」に改め、同条を第16条とし、第12条の次に次の3条を加える。

#### (事実の調査)

第13条 市長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けようとする者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

#### (報告等)

第14条 市長は、助成にあたり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し受給者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。

#### (助成の制限)

第15条 市長は、受給者が、正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。

(藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正)

第4条 藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例（平成16年藤井寺市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「により、」の次に「その健康の保持、生活の安定及び」を加える。

第3条第2項第1号中「保護を受けている者」を「被保護者」に改め、同項第3号中「身体障害者及び知的障害者」を「重度障害者」に、「医療費の助成を受けることができる者」を「医療証の交付を受けている者」に改め、同項第4号中「医療費の助成を受けることができる者」を「医療証の交付を受けている者」に改める。

第4条第1項中「特別療養費（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。）及び家族療養費について保険給付が行われた場合における」を「訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合（食事療養若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院に係る給付を除く。）における」に、「又は世帯主」を「若しくは組合員」に、「又は加入者」を「若しくは加入者」に改め、同条第2項第1号中「について、」の次に「他の法令の規定により」を加え、「療養に関する給付が行われる」を「医療に関する給付を受けることができる」に改め、同項に次の2号を加える。

(3) 対象者が、助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

(4) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

第6条第1項中「子どもにかかる医療費の助成」を「この条例の適用」に改める。

第8条中「受けた者が、この条例に基づく医療費の助成に関し市長と契約を締結した病院、診療所又は薬局（以下「契約医療機関」という。）」を「受けている者は、大阪府内に所在地を有し、第4条第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関」という。）」に改める。

第9条中「契約医療機関」を「当該医療機関」に改める。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

第12条中「、その価額の限度において」を削り、「助成すべき額」を「助成すべき医療費」に、「控除し」を「助成せず」に改め、「助成した」の次に「医療費の」を加え、同条を第11条とし、第13条を第12条とする。

第14条中「させる」を「又は支払を請求する」に改め、同条を第13条とする。

第15条を第18条とし、第13条の次に次の4条を加える。

(届出義務)

第14条 子どもの保護者は、住所、氏名その他規則で定める事項に変更があつたときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 第7条第1項の規定により医療証の交付を受けた子ども又はその保護者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者が、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(事実の調査)

第15条 市長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けるとする者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

(報告等)

第16条 市長は、助成にあたり必要があると認めるとときは、対象者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し受給者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。

(助成の制限)

第17条 市長は、対象者が、正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(藤井寺市老人医療費の助成に関する条例の廃止に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前における第1条の規定による

廃止前の藤井寺市老人医療費の助成に関する条例（次項から附則第5項までにおいて「旧条例」という。）第2条に規定する対象者が、施行日前に受けた療養に要する費用に係る助成については、なお従前の例による。

- 3 施行日前における旧条例第2条に規定する対象者（施行日以後、大阪府内の市町村から本市に住所を変更した者を含む。）が施行日から平成33年3月31日までに受けた療養に要する費用に係る助成については、第2条の規定による改正後の藤井寺市重度障害者の医療費の助成に関する条例の規定を準用する。
- 4 施行日前における旧条例第2条に規定する対象者（施行日以後、大阪府内の市町村から本市に住所を変更した者を含む。）が、平成33年3月31日までに受けた精神病床への入院に要する費用に係る旧条例第3条に規定する助成の範囲については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 施行日前における旧条例第2条に規定する対象者が、施行日以後、第2条の規定による改正後の藤井寺市重度障害者の医療費の助成に関する条例又は第3条の規定による改正後の藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例により医療証の交付を受けたときは、前2項の規定にかかわらず、助成の対象としない。  
(藤井寺市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 6 第2条の規定による改正後の藤井寺市重度障害者の医療費の助成に関する条例（次項から附則第9項までにおいて「新条例」という。）の規定は、施行日以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、なお従前の例による。
- 7 新条例第2条第3項の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）への入所をしたことにより、当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者であって、当該施設に入所した際他の市町村（当該施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認める市町村の対象者について適用し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設又は児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）への入所をしたことにより、当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者であって、当該施設に入所した際他の市町村（当該施設が所在

する市町村以外の市町村をいう。)の区域内に住所を有していたと認めない市町村の対象者については、なお従前の例による。

8 新条例第3条第1項に規定する精神病床への入院に係る給付については、施行日以後に新たに対象となる対象者について適用し、施行日前に係る対象者については、平成33年3月31日までは、なお従前の例による。

9 新条例第4条、第8条、第11条及び第12条の規定による必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

10 第3条の規定による改正後の藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(次項及び附則第12項において「新条例」という。)の規定は、施行日以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、なお従前の例による。

11 新条例第4条第1項に規定する精神病床への入院に係る給付については、施行日以後に新たに対象となる対象者について適用し、施行日前に係る対象者については、平成33年3月31日までは、なお従前の例による。

12 新条例第5条、第12条、第13条及び第14条の規定による必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

13 第4条の規定による改正後の藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例(次項及び附則第15項において「新条例」という。)の規定は、施行日以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、なお従前の例による。

14 新条例第4条第1項に規定する精神病床への入院に係る給付については、施行日以後に新たに対象となる対象者について適用し、施行日前に係る対象者については、平成33年3月31日までは、なお従前の例による。

15 新条例第6条、第14条、第15条及び第16条の規定による必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

16 藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27

年藤井寺市条例第35号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項を削り、同表の3の項中「身体障害者及び知的障害者」を「重度障害者」に改め、同項を同表の2の項とし、同表中4の項を3の項とし、5の項を4の項とし、6の項を5の項とする。

別表第2の13の項中「身体障害者及び知的障害者」を「重度障害者」に改め、同表の21の項を削り、同表の22の項中「身体障害者及び知的障害者」を「重度障害者」に改め、同項を同表の21の項とし、同表中23の項を22の項とし、24の項を23の項とし、25の項を24の項とする。

(藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

1.7 附則第2項から附則第4項までの規定によりなお従前の例によることとされる第1条の規定による廃止前の藤井寺市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年藤井寺市条例第31号)第2条に規定する対象者に係る個人番号の利用については、改正後の藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第43号

平成28年度藤井寺市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成28年度藤井寺市水道事業会計未処分利益剰余金の処分を行うことについて、  
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会  
の議決を求める。

平成29年9月4日提出

藤井寺市長 國下 和男

平成28年度藤井寺市水道事業会計未処分利益剰余金2,975,255,473円のうち、2,219,215,769円を資本金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

提案理由

平成28年度藤井寺市水道事業会計未処分利益剰余金の処分を行うため、提案するものである。

議案第44号

藤井寺市教育委員会教育長の任命につき同意を求めるについて  
次の者を藤井寺市教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び  
運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会  
の同意を求める。

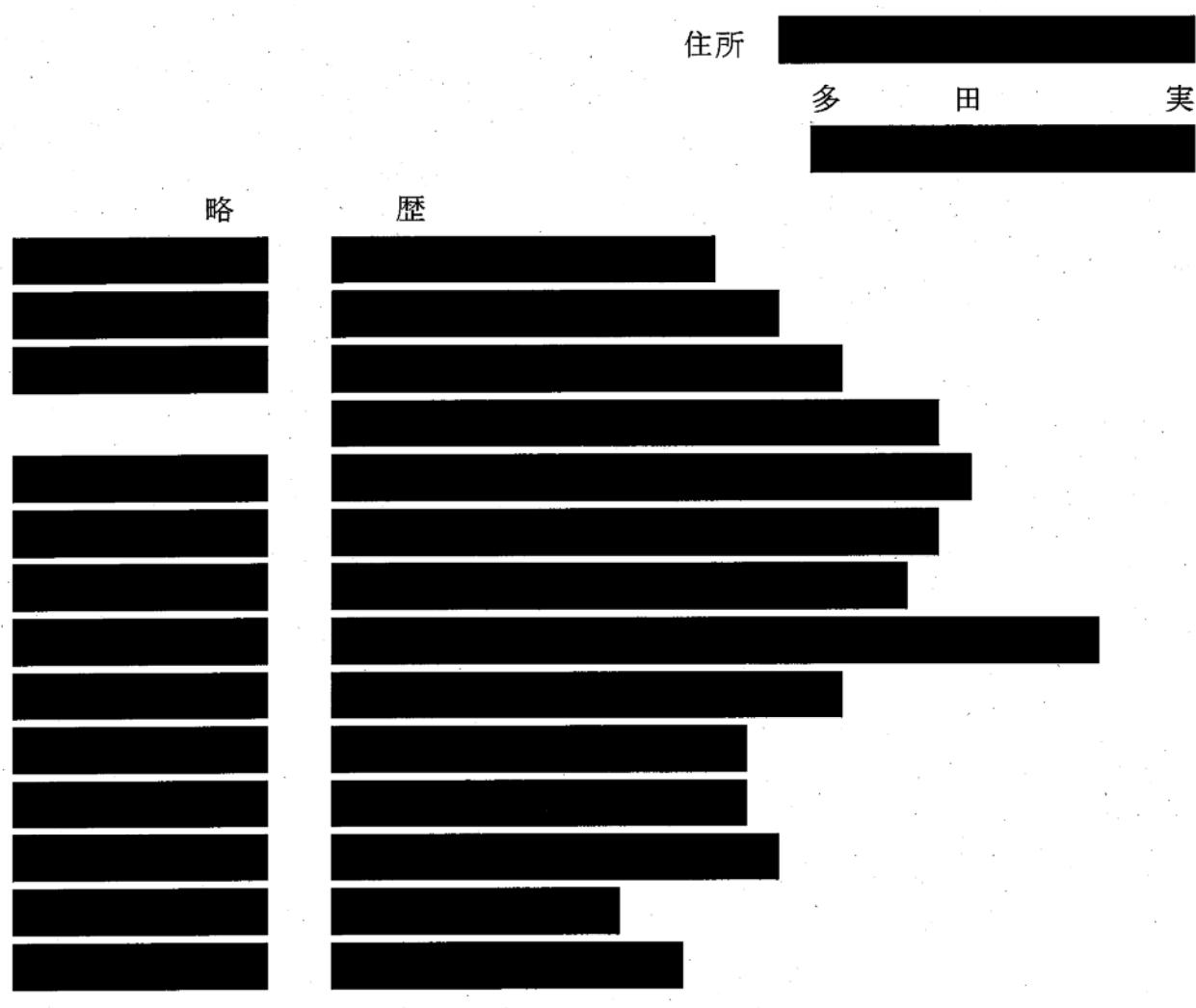
平成29年9月4日提出

藤井寺市長　國下　和男

多田　実

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の改正  
に伴い、教育長の任命については、市議会の同意を得て市長が任命することになり、  
現教育長の教育委員会委員としての任期が本年9月21日で満了するため、新たに  
教育長を任命するに当たり議会の同意を求めるものである。



同 25年 9月

藤井寺市教育委員会委員（現在に至る）